

同意第2号「教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて」及び
同意第3号「教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて」
に対する附帯決議について

教育問題が大きく取り上げられている昨今において、教育委員会の活性化が強く求められている。さらに、教育委員会を構成する教育委員が教育行政の運営に関して適切な判断・決定を行うためには、現行制度の理念、当面する教育・教育行政の諸課題についての深い理解と当事者としての自覚が必要であると思慮する。

したがって、本市教育行政の円滑な推進に鑑み、今後における教育委員の選任については、以下の事柄に配慮することを強く求める。

記

- 1 教育委員会が担う大きな役割は学校教育（義務教育）であるという観点から、学校教育（義務教育）に対して識見と経験を有する一定数の委員の選任について配慮すること。
- 2 本市の教育委員は現行では条例によって6名と定められているが、その数の妥当性について今後検討すること。
- 3 全市的な意見集約の観点から、可能な範囲で地域バランスに一定の配慮を図ること。
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の趣旨にしたがい、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように今後更に配慮すること。
- 5 法の下では、教育長は教育委員のうちから互選で選任されることになっているが、教育長候補者としての教育委員はあらかじめ首長により特定されているのが通例であるため、首長が選任権については影響力を有していると言っても過言ではない。したがって、（教育行政のいわば全権を担う）教育長の任命に繋がる教育委員の選任については、その人選にあたり、その職責の性質上、学校教育に関する高い識見と経験、さらに教育行政専門職としての位置づけを配慮すること。

以上附帯決議する。

平成25年4月19日

総務文教委員会